

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約の予定の公表

平成 23 年度室戸市ごみ不法投棄パトロール委託業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第 31 条の 3 第 1 項により公表します。

平成 23 年 3 月 29 日

室戸市長 小松 幹 侍

記

(1)物品又は役務の名称及び数量	平成 23 年度室戸市ごみ不法投棄パトロール委託業務
(2)契約者の選定基準	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 4 1 条に該当するシルバー人材センターであること。
(3)契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額（消費税込）が予定価格内であった場合、契約を締結する。
(4)見積書の提出場所	室戸市浮津 25 番地 1 室戸市役所 市民課
(5)見積書の提出期限	平成 23 年度 3 月 31 日 午後 5 時必着
(6)契約担当部署名称及び所在地	室戸市浮津 25 番地 1 TEL0887-22-5126 室戸市役所 市民課
備 考	業務概要は別紙仕様書のとおり

室戸市ごみ不法投棄監視パトロール業務仕様書

1. 委託業務名 平成23年度室戸市ごみ不法投棄監視パトロール業務委託

2. 履行場所 室戸市内一円

3. 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日

4. 業務の目的

平成18年4月より室戸市全域を不法投棄監視パトロール車により巡回し不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄物・不法投棄者を発見した場合は、投棄者の特定など必要な措置を行う。

また、監視パトロール中に発見した廃棄物のうち監視員のみで回収可能な廃棄物については、その場で回収するものとする。

5. 業務内容

(1) 実施日及び時間帯

1ヶ月3回 36日/1年

午前8時15分から午後5時15分まで

* 1日当たり8時間以内とする。

(2) 実施場所

次に掲げるコースを月1回ずつ巡回監視する。(詳細については、別添「地図」のとおり。)

① 国道55線(羽根～佐喜浜)、羽根(北生まで)、吉良川(東ノ川、西ノ川奥)

スカイライン等

② 国道55線(羽根～佐喜浜)、吉良川(西山)、吉良川(東ノ川～佐喜浜)

スカイライン等

③ 国道55線(羽根～三津)、吉良川(傍士～崎山)、室戸(河内まで)

スカイライン等

* 監視業務は、2名で行う。

(3) 実施日ごとに指定する地域について、監視パトロールを行う。

① 不法投棄者を発見した場合は、その発見した場所・状況を記録し、ただちに所轄の警察に連絡する。並びに、不法投棄者の特定、証拠の保全を可能な限り行う。また、回収可能廃棄物についてはその場で回収し、市の指定場所に持ち帰る。

② 不法投棄を発見した場合は、その発見した場所・状況を記録するとともに、不法投棄物を調査し投棄者を特定できる内容物の発見に努める。

回収可能廃棄物についてはその場で回収し、市の指定場所に持ち帰る。

③ その他の留意事項

◆ 業務の実施にあたっては、常に服装を正しくし、礼儀正しく対応するものとし、トラブルが生じることのないよう、細心の注意を払うものとする。

- ◆ 業務に使用する車両には、「不法投棄パトロール車」であることが確認できるように市が用意したマグネット表示板を貼付すること。

(4) 運行体制等

- ① 不法投棄監視パトロール車1台（市が用意する）2名体制
- ② カメラ、筆記器具等
- ③ かなばさみ、回収袋、はさみ、ペンチ、マグネット表示板等（市が用意する）

(5) 業務従事の適正配置と名簿提出

業務の遂行に適した者を配置するとともに、従事者名簿を市民課に提出すること。

(6) 報告事項

不法投棄監視パトロール業務について、月ごとに業務報告書を作成し提出すること。

(7) 業務に従事する際の留意事項

- ① 携帯電話
 - ◆ 本業務に従事しているときは、巡回指導員は、市との連絡用に携帯電話を携帯し、その番号を市民課に届けること。（携帯電話に関する費用は、受託者の費用とする。）
- ② 資材等
 - ◆ パトロールに必要な資材及び市への報告に必要な資材は、原則として受託者の負担で準備する。（カメラ、筆記用具、携帯電話など）
- ③ 対応困難なトラブル等
 - ◆ 対応困難なトラブル等が発生した場合は、速やかに市民課へ連絡すること。
 - ◆ 写真撮影を行う場合には、行為者等その他通行人などの肖像が写らないようにすること。

6. その他

- (1) 受託者は、本業務履行中に知り得た情報を市の許可なく公表又は利用してはならない。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令を順守し、交通安全・交通事故防止・安全運転を心がけること。
- (3) その他この仕様書に指定のない事項については、市と受託者が協議するものとする。
ただし、軽微な事項については、市の指示により行うものとする。

